

プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しの考え方（案）

1 背景・目的

- 都は、建築物等に光で投影する広告物であるプロジェクションマッピングについて、相談事例が増えてきたこと等を踏まえ、平成 24 年度に新しいタイプの広告物として、東京都屋外広告物条例（以下「条例」という。）における取扱いを定めている。
（取扱いの主な内容）
 - ・ イベント等で企業広告等の営利内容が映らない映像を一時的に投影するものは規制の対象外
 - ・ 営利内容を含むものは、商業地域等の許可区域では広告板に準じた一定の規格（面積、高さ等）内で許可を受けて投影可（禁止区域では原則投影不可）
 - ・ 道路をまたいだ投影は不可
- 近年、まちの活性化やにぎわいの創出、東京 2020 大会の機運醸成等のために、公益イベント等でプロジェクションマッピングを活用する取組が広がっている。
- 昨年 3 月には、国土交通省が、条例によりプロジェクションマッピングの取扱いを定める際の参考として、「投影広告物条例ガイドライン」を策定している。
- こうした状況を踏まえ、観光資源としての活用や東京の都市の魅力向上につなげていく観点から、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しを行う。

2 見直しのポイント

- ① 公益イベントで活用しやすくする観点から、企業広告の取扱いを含め手続や規格を見直す。
 - ・ 一定の条件（企業広告割合 1/3 以下等）を満たすものは、禁止区域も含め届出により表示可
 - ・ 短期間（おおむね 14 日以内）のものは、通常の規格を超えて表示可
- ② 観光振興や地域の魅力発信など、地域の特性に応じた活用がしやすくなるよう、プロジェクションマッピング活用地区制度を新設する。
 - ・ 活用地区では、まちづくり団体等が策定した地域ルールに基づき表示可
- ③ 景観、周辺環境、安全性への配慮など、プロジェクションマッピングを表示する際の遵守事項等を定める。
 - ・ 急激な光点減等やサブリミナル的表現を避けること。
 - ・ 道路を挟む場合等は信号機の効用阻害や車両運転者のげん惑のおそれがないこと。

3 具体的な内容

別紙「プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し案」のとおり

4 今後の進め方

条例及び同条例施行規則を改正し、規定等を整備するとともに、広告の表示内容等の誘導基準や活用地区の指定に関する事項等について、別に指針等を定める。

プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し案

(1) 共通事項

プロジェクションマッピングを表示する際は、以下の内容に適合することとする。

① 光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮

- ・ 景観、周辺環境、安全性に配慮し、支障を及ぼさないこと。

＜急激な光点滅等による安全性への影響の防止＞

一 以下の事項を遵守すること。

(参考)「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」(日本放送協会・社団法人日本民間放送連盟)

- a 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。
 - (a)「鮮やかな赤」の点滅は、特に慎重に扱うこと。
 - (b)避けるべき点滅映像を判断するに当たっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化が10%以上(投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。)の場合を基準とすること。
 - (c)前項(a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化(又は投影面の照度変化)を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。
- b コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換(投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。)は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。
- c 規則的なパターン模様(しま模様、渦巻き模様、同心円模様など)が画面の大部分を占めることも避けること。

二 サブリミナル的表現は避けること。

② 道路を挟む場合等の取扱い

- ・ 道路を挟む場合等は、信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないこと。

③ 規格・総表示面積の基準

原則として、「広告塔及び広告板」、「建築物の壁面を利用する広告物等」の規格及び総表示面積の基準に適合すること。

(参考)

- ・ 建築物の屋上を利用する広告塔等の規格

広告塔等の高さ：地盤面から設置個所までの高さの2/3以下

広告塔等の上端までの高さ：商業地域等は52m以下・第一種住居地域等は33m

以下（木造は10m以下）

- ・ 建築物の壁面を利用する広告物等の規格
上端までの高さ：商業地域等は52m以下・第一種住居地域等は33m以下
面積：商業地域は100㎡以下・商業地域以外は50㎡以下
割合：当該壁面面積の3/10以内
屋根への表示面積は、鉛直投影面積で計算する。
- ・ 総表示面積の基準
近隣商業地域及び商業地域内（表示期間が7日以内のものを除く）
一建築物の壁面面積（52mまでの高さの部分）の6/10以内

【考え方】

- ・ プロジェクションマッピングは、動きのある非常に大きな映像を映すことが可能であることから、実施に際しては、景観、周辺環境及び安全性に配慮し、これらに支障を及ぼさないことを基準とする。
- ・ 健康に影響を及ぼすおそれのある急激な光点滅や公正でない表現とされるサブリミナル技法は、テレビ放送において自主的な規制が行われている。プロジェクションマッピングについても、安全性への影響を防止するための配慮事項を定める（参考：NHK放送ガイドライン等）。
- ・ 従来、道路を挟む投影は不可であったが、高所から高所への投影等により、信号機等の効用阻害や車両運転者のげん惑のおそれのないものについては、表示できることとする。
- ・ 規格及び総表示面積の基準は、従来どおり、原則として、通常の広告物と同様とする。

（２）公益を目的としたイベントのために表示するプロジェクションマッピング

① 公益イベント等で表示するプロジェクションマッピングの適用除外

公益を目的としたイベント等のため、公益性があり期間限定で表示するプロジェクションマッピングは、禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置することができるものとする。ただし、次の基準の全てに適合すること。

- ・ 表示期間が3か月以内
- ・ 企業広告等の割合がおおむね1/3以下（面積×時間）
- ・ 企業広告等の収益の用途が公益性を有すること。
- ・ 屋外広告物表示・設置届を提出したものであること。

<公益性>

地域の発展、観光の振興、まちづくりの推進、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、国際相互理解の促進、地球環境の保全、青少年の健全な育成その他の公益に関する目的を有するものであること。

(例) 地方公共団体やまちづくり団体、商店会が実施するもの等

＜企業広告等の表示内容＞

次の基準の全てに適合するものであること。

- ・法令及び公序良俗に反しないこと。
- ・本来の公益目的の表示を阻害しないものであること。
- ・公共空間にふさわしいデザインとすること（品位に欠けるものは避ける等）。
- ・まちの景観に配慮したデザインとすること。

② 公益イベント等で短期間表示するプロジェクションマッピングの規格

表示期間が短期間（おおむね 14 日以内）で（２）①の基準に適合するものは、（１）③の規格及び総表示面積の基準にかかわらず表示することができる（禁止区域にあっては、原則として、公園、広場等、学校、美術館、官公署等の敷地や観光・歴史文化資源及びその周辺で表示するものであって、周辺環境や安全性に支障を及ぼすおそれのないものとする。）。ただし、（１）③の高さ制限を超えて表示する場合には、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ・表示期間が 7 日以内
- ・表示期間がおおむね 14 日以内かつ 1 日当たりの表示時間が 3 時間以内
- ・高さ制限を超えて表示する面積が高さ制限を超える部分の壁面面積の 3/10 以内

＜公益イベントで規格等を超えて表示する場合の景観等への配慮＞

- ・原則として、表示期間の上限を超えて繰り返し表示することを避けること。繰り返して表示する場合には、適切に間隔を空けること。
- ・原則として、都・区・市の景観計画及び景観形成の方針等を踏まえ、良好な景観に支障を及ぼさないこと。
- ・広範囲から視認できるような場合には、周辺区市等からの見え方にも配慮すること。

(東京都景観計画の例)

◇国会議事堂、迎賓館、絵画館及び東京駅丸の内駅舎の眺望を保全する景観誘導区域

景観誘導区域内における基準適用建築物に設置される屋外広告物は、眺望地点から見える範囲内に表示しない。

◇文化財庭園等からの眺望を保全する景観誘導区域

壁面広告物は、文化財庭園等から見える範囲に表示してはならない。

◇水辺からの眺望に配慮する景観誘導区域

建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。

広告物の光源に、JIS（JISZ9101）に定める安全色の赤色又は黄色を使用しない。基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。

◇皇居周辺地域の景観誘導区域

建物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち着いた景観を阻害しないよう、特段の配慮をする。

【考え方】

- ・ 公益イベントでの活用をしやすい観点から、公益性があり期間限定で表示するプロジェクションマッピングについては、国のガイドラインも参考に、企業広告の割合、収益の用途などの一定の条件の下、企業広告を含むものについても許可手続等の適用除外とし、届出により表示できることとする。
(このほか、現行条例で許可手続等の適用が除外される国又は公共団体が公共的目的で表示する広告物や自家用広告物等に該当するものは、プロジェクションマッピングにおいても適用除外となる。)
- ・ 公益イベントにおいて短期間表示するプロジェクションマッピングは、通常の広告物の規格にかかわらず表示できることとする(例えば、建築物等の壁面全体への表示など)。この場合、プロジェクションマッピングの表示は、景観計画等を踏まえ、良好な景観に支障を及ぼさないものとする。
- ・ また、高さ制限を超える場合は、景観への影響を考慮し、表示する期間等について一定の要件を満たす必要があるものとする。

(3) プロジェクションマッピング活用地区

① プロジェクションマッピング活用地区の指定

知事は、まちの活性化やにぎわい創出等に資すると認めるときは、地域特性に応じたプロジェクションマッピングの活用を図る地区として、プロジェクションマッピング活用地区を指定することができる。

- ・ 活用地区の指定は、まちづくり団体等からの申請に基づき行う。
- ・ 活用地区を指定するときは、あらかじめ区市町の長及び東京都広告物審議会の意見を聴く。

② プロジェクションマッピング活用地区内の規格

(1) ③・(2) ②の規格及び総表示面積の基準にかかわらず、まちづくり団体等が策定した地区内において適用される面積・高さ等の基準(地域ルール)に基づき表示できる。

＜活用地区の要件＞

- ・ 行政計画等において、にぎわい創出や観光振興を図る地区とされている等、プロジェクションマッピングの活用が望ましい地区であること。
- ・ 地域の合意形成が図られていること。

＜地域ルール＞

- ・まちづくり団体等が、地域の合意に基づき、地域ルールを策定する。
- ・地域ルールは、景観、周辺環境及び安全性に配慮し、区域の範囲、プロジェクションマッピングの活用方針、表示の規格（高さ、形状、面積等）等を定める。
- ・活用地区の指定後も、運用状況等を踏まえ、必要に応じて地域ルールを見直す。

【考え方】

- ・観光振興や地域の魅力の発信など、地域の特性に応じてプロジェクションマッピングを活用しやすくできるよう、プロジェクションマッピング活用地区制度を新設する。
- ・活用地区の指定に当たっては、観光資源としての効果的な活用等が図ることができるよう、行政計画等を踏まえるものとする。
- ・まちづくり団体等が、エリアマネジメント等、地域の価値向上に取り組む事例が増えていることを踏まえ、これらの団体等が地域の合意に基づき地域ルールを策定するものとする。
- ・地域ルールは、地域の特性に応じてプロジェクションマッピングが活用できるよう、地区内の表示の規格等を定めるものであるため、規格のほか、区域の範囲やプロジェクションマッピングの活用方針等を定めるものとする。

（４）その他

上記に定めるもののほかは、通常の屋外広告物の取扱いの例による。